

新潟県告示第 553 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 1 項第 6 号、同法第 53 条第 1 項第 6 号、同法第 56 条第 1 項第 1 号及び同法第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限を次のとおり定め、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

なお、関係図面は、新潟県土木部都市局建築住宅課及び関係市町村に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 16 年 3 月 12 日

新潟県知事 平 山 征 夫

区 域 (都市計画区域を指定している市町村に限る。ただし、建築主事を置く市を除く。)		法第 52 条第 1 項第 6 号の規定に基づく数値	法第 53 条第 1 項第 6 号の規定に基づく数値	法第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づく、法別表第 3(に)欄 5 の項の数値	法第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定に基づく数値
新津市	全区域	10 分の 20	10 分の 6	1.5	2.5
見附市	芝野町字浦田、字大割郷及び字五反田の各一部	10 分の 20	10 分の 6	1.5	2.5
	上新田町字源内、芝野町字堰上及び速水町字道東の各一部並びに柳橋町字稲場、字土居下及び字前田乙の各一部				
	その他の区域				
五泉市	大字佐取の一部	10 分の 30	10 分の 7	1.5	2.5
	その他の区域	10 分の 20	10 分の 7	1.5	2.5
佐渡市	湊及び夷の全部並びに春日、福浦及び加茂歌代の各一部	10 分の 40	10 分の 7	1.5	2.5
	相川濁川町、相川坂下町、相川新西坂町、相川板町、相川材木町、相川新材木町、相川羽田町、相川江戸沢町、相川一町目裏町、相川一町目浜町、相川五郎左衛門町、相川二町目浜町、相川三町目浜町、相川四町目、相川四町目浜町、相川市町、相川馬町、相川羽田村、相川下戸浜町、相川下戸村及び相川鹿伏の各一部並びに相川小六町、相川石扣町、相川塩屋町、相川一町目、相川二町目、相川三町目、相川下戸町、相川下戸炭屋町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸炭屋浜町及び相川海士町の全部	10 分の 30	10 分の 7	1.5	2.5
	その他の区域	10 分の 20	10 分の 7	1.5	2.5
横越町	大字小杉及び大字横越の各一部	10 分の 8	10 分の 3	1.5	1.25
	大字木津、大字沢海及び大字二本木の各一部	10 分の 20	10 分の 6	1.5	2.5
	その他の区域				
亀田町	全区域	10 分の 20	10 分の 6	1.5	2.5

弥彦村	大字上泉、大字弥彦、大字走出、大字観音寺及び大字麓の各一部	10分の5	10分の3	1.5	1.25
	大字走出及び大字弥彦の各一部	10分の20	10分の6	1.5	2.5
	川崎の一部				
	大字大戸の一部				
その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5	
巻町	大字越前浜、大字稲島、大字伏部、大字竹野町、大字松郷屋、大字上木島、大字下木島、大字平沢、大字峰岡及び大字舟戸の各一部	10分の5	10分の3	1.5	1.25
	大字仁箇、大字稲島及び大字竹野町の各一部	10分の20	10分の7	1.5	2.5
	大字福井の一部				
	その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5
湯之谷村	大字下折立、大字上折立及び大字大湯の各一部	10分の30	10分の7	1.5	2.5
	その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5
湯沢町	大字湯沢字中間沢、字布場、字大刈野、字西山、字一之沢、字繫及び字松ノ木坂の各一部	10分の40	10分の7	1.5	2.5
	大字神立字下戸沢の全部及び字津野の一部				
	大字土樽字野尻、字川原、字中畑、字上中子、字下中子、字幅下、字上岩、字野尻平、字袖ノ原、字居頭、字添地及び字下川原の各一部	10分の30	10分の7	1.5	2.5
	大字土樽字上中子、字下中子、字大幅、字小坂下、字上林塚、字中畑、字野中、字西ノ久保、字関下、字西、字関上、字神林、字押出、字西田及び字前平の各一部並びに字宮下、字居尻及び字クルマ坂の全部				
その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5	
塩沢町	大字石打字甘日石、字甘日石上林、字鎌止々、字曾我市及び字土堂の各一部	10分の40	10分の7	1.5	2.5
	大字姥島新田字原の一部				
	大字樺野沢字北沢、字ユブ、字ゆぶ、字余夫及び字吉峯の各一部	10分の20	10分の7	1.5	2.5
	大字舞子字ゴチャウブの一部				
その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5	
能生町	大字能生小泊及び大字能生の各一部	10分の30	10分の7	1.5	2.5
	その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5
上記以外の市町村	全区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5